

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社府中植木(東京都府中市若松町4-13-1)[1000012233]
2. 資格登録停止措置の期間
当初:令和2年8月11日 ~ 令和2年11月10日(3ヶ月)
変更:令和2年8月11日 ~ 令和2年12月10日(4ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格事業者の代表取締役が、東京都府中市発注の公園拡幅工事及び道路工事等の入札に関し、府中市議から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和2年6月2日、公契約関係競売入札妨害容疑で警視庁に逮捕された。
その後、(株)府中植木の代表取締役は、東京都府中市発注の公園工事において、府中市議から事前に入札情報を受けた見返りとして現金100万円を渡していた贈賄の疑いで、令和2年8月5日に再逮捕された。
5. 資格停止措置理由
有資格者である上記事業者の代表取締役が、公契約関係競売入札妨害容疑で警視庁に逮捕されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第7号(公契約関係競売等妨害又は談合)の措置要件に該当する。
また、(株)府中植木の代表取締役が、同市発注の公園工事において、同市市議から事前に入札情報を受けた見返りとして贈賄を行った疑いで再逮捕されたことから、同要領第20条5項に基づき、資格登録停止期間の変更を行う。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事・調査等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第9号に掲げる場合を除く。) イ 代表役員等	全地域について 逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内

第20条

5 総務本部長は、資格登録停止の期間中の資格登録者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項及び次条の規定による期間の範囲内で、当該資格登録停止の期間を変更することができる。

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)